

暴行事件に関する公判(令和6年3月19日)

令和6年3月19日作成

令和5年12月12日に起訴された暴行事件の内容及び、令和6年1月29日付で追起訴された暴行事件の内容に関し、宇津慎史容疑者も宇津雅美容疑者も、担当弁護士も、事実関係に関し、「間違いありません」と認めた。

宇津慎史容疑者も宇津雅美容疑者も暴力を何度も行っていたとの事。利用者(障害児)の行動に対し腹が立ち暴力をふるったとの説明が検事よりなされた。

しかし一方において宇津慎史容疑者らが職員に対して少なくとも年に一度は行う職員向けの研修において、暴力で利用者になめられない様にする事を指導していたとの事であった。

また暴行被害にあった利用者は障害の為、発言ができず、保護者も知らなかったことも確認された。

これらを踏まえ、悠生の遺族としては、宇津容疑者兄弟(宇津慎史容疑者及び、宇津雅美容疑者)は、衝動ではなく、計画的に暴行を繰り返していたと考えている。また、当然、保護者や支援学校の先生方など対外的には、その事実を隠し続けており非常に悪質な運営を継続していたと認識している。

今回の公判において、宇津容疑者兄弟(宇津慎史容疑者及び、宇津雅美容疑者)は、自分たちが行った暴行内容を動画で確認する場面があった。傍聴者は、その宇津容疑者兄弟が暴行している様子を映した動画を見る事は出来なかったが、宇津容疑者兄弟はともに表情を変えことなく自分達が行った暴行の様子を確認していたと私達、悠生の遺族は感じた。

特に私達遺族は、検事が述べた暴行内容が執拗であり酷いと感じたため、顔色一つ変えないで動画を確認している宇津容疑者兄弟(宇津慎史容疑者及び、宇津雅美容疑者)に強い違和感を覚えた。

今後、追起訴(恐らく悠生の死亡事件に関して)が予定されており、次回の公判は令和6年6月4日を予定しているとの事。